

令和 9・10 年度 静岡県建設工事入札参加資格審査を申請される皆様へ

1 申請概要

申請の方法は電子申請によることを原則とします。

なお、共同企業体（経常）は紙申請のみとなりますので御了承ください。

2 申請の要件

申請に当たっては、下記の要件を満たしていることが必要となります。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 審査基準日（決算日）が令和 7 年 6 月 1 日以降の経営事項審査を受け、令和 8 年 12 月 31 日までに経営事項審査結果通知書が発行されていること。
- ③ 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること
- ④ 暴力団及び暴力団員等と関連がないこと。

電 子 申 請

1 電子申請の概要

* 申請システムは、前回申請時と同様、「ふじのくに電子申請サービス（以下「電子申請サービス」という。）」により受け付けます。

電子申請サービスは、時間内であればいつでも申請が可能です。なお、電子入札システムとは別システムですので、ＩＣカードは必要ありません。電子申請サービスに関する情報及び申請方法のマニュアル等は、静岡県交通基盤部ホームページ内「建設業のひろば」に掲載しております。

【静岡県公式ホームページのトップページから、

「テーマから探す」→「まちづくり・県土づくり」→「公共工事」→「建設業のひろば」→

「入札参加資格申請・変更手続き」→建設工事「令和 9・10 年度建設工事入札参加資格定期申請の御案内」】

URL: <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1085849/1085844.html>

<電子申請の場合の留意点>

- ① 電子申請を行う「電子申請サービス」の URL は以下のとおりです。

<https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/>

- ② 初回のみ（過去に電子申請サービスを利用したことがなく、利用者 ID を保有していない場合）、トップメニュー上にある「利用者登録」より利用者登録を行ってください。
（昨年度以前に電子申請サービスにより入札参加資格申請手続を行った場合、同じ ID・パスワードを使用できます。建設工事、維持管理業務ともに同一 ID・パスワードで申請可能です。）
- ③ 行政書士等が代理で申請行為を行う場合は、代理申請者自身が利用者 ID を取得してください。
- ④ 添付書類（納税証明書等）について、電子申請サービスの入力後、郵送する方法に加えて、電子申請サービスに電子ファイル（総容量 20MB）で添付することも可能です。

2-1 電子申請の流れ（添付書類を電子ファイルで添付する場合）

① 利用者情報登録

電子申請サービスで使用する「ID・パスワード」の発行請求手続きです。インターネットで電子申請サービスにアクセスしてください。

ID・パスワードを取得したことがない場合

⇒「利用者登録」→必要事項入力→「登録」

ID・パスワード取得済みの場合

⇒「利用者情報」で登録内容確認

○「登録内容に変更がある場合」→修正入力→「情報を変更する」→「③添付書類等の準備」へ

○「登録内容に変更がない場合」→修正不要→「③添付書類等の準備」へ

② ID・パスワードの発行

申請者宛て（ID取得時のメールアドレス宛て）にURLを記載したメールが送信されますので、そのURLにアクセスし、利用者登録を完了させてください。

③ 添付書類等の準備

④ 電子申請に備えて、書類の準備をお願いします。
必要書類について、4ページ以降の必要書類を確認してください。

④ 電子申請

インターネットで電子申請サービスにアクセスし、トップメニューの「手続き申込」から、「建設工事」等のワードで検索をし、「令和9・10年度入札参加資格定期申請（建設工事）」を選び、申請内容を入力し、③添付書類等を電子データで添付の上、送信してください。

（受付期間）令和8年11月11日～令和8年12月23日

合

上記期間中であれば、土日祝日夜間等でも申請入力できますが、問い合わせには対応しかねますので、平日の8:30～16:30の入力を御検討ください。

⑤ 申込完了通知メールの送付

電子申請入力後、「申込完了通知メール」が自動で送信されます。その後、職員が申請内容を簡易的に審査し、不備がなければ「受理通知メール」を電子メールでお知らせします。

⑥ 受理通知メールの送付

申請内容に対し、補正等の指示があった場合は速やかに対応してください。（電子申請を受理した後にも、必要書類の追加送付依頼等、別途対応を依頼することがありますので、御注意ください。補正完了後1週間程度で受理通知を送付予定です。）

⑦ 合格メールの受取

審査合格者には令和9年3月上旬までに「合格メール」を送付予定です。

入札参加資格者名簿への登載

令和9年3月31日までに、県ホームページ「建設業のひろば」に入札参加資格者名簿を掲載します。前回の定期申請同様、資格認定通知の発行はありません。

2-2 電子申請の流れ（添付書類を郵送する場合）

① 利用者情報登録

電子申請サービスで使用する「ID・パスワード」の発行請求手続きです。
インターネットで電子申請サービスにアクセスしてください。

ID・パスワードを取得したことがない場合

⇒「利用者登録」→必要事項入力→「登録」

ID・パスワード取得済みの場合

⇒「利用者情報」で登録内容確認

○「登録内容に変更がある場合」→修正入力→「情報を変更する」→
「③添付書類等の準備」へ

○「登録内容に変更がない場合」→修正不要→「③添付書類等の準備」へ

② ID・パスワードの発行

申請者宛て（ID取得時のメールアドレス宛て）にURLを記載したメールが送信されますので、そのURLにアクセスし、利用者登録を完了させてください。

③ 添付書類等の準備

⑦添付書類等の郵送に備えて、書類の準備をお願いします。

④ 電子申請

インターネットで電子申請サービスにアクセスし、トップメニューの「手続き申込」から、「建設工事」等のワードで検索をし、「令和9・10年度入札参加資格定期申請（建設工事）」を選び、申請内容を入力し、送信してください。

（受付期間）令和8年11月11日～令和8年12月23日

合

上記期間中であれば、土日祝日夜間等でも申請入力できますが、問い

せには対応しかねますので、平日の8:30～16:30の入力を御検討ください。

⑤ 申込完了通知メールの送付

電子申請入力後、「申込完了通知メール」が自動で送信されます。その後、職員が申請内容を簡易的に審査し、不備がなければ「受理通知メール」を電子メールでお知らせします。

⑥ 受理通知メールの送付

⑦ 添付書類等の郵送

4ページ以降の案内記載の必要書類及び電子メールを御確認の上、建設業課宛てに提出書類を郵送してください。

なお、電子申請サービスから出力する郵送書類は、必ず当課からの「受理通知メール」を受け取った後に印刷してください。

申請内容に対し、補正等の指示があった場合は速やかに対応してください。
（電子申請を受理した後にも、郵送書類等の追加送付依頼等、別途対応を依頼することがありますので、御注意ください。）

⑧ 合格メールの受取

審査合格者には令和9年3月上旬までに「合格メール」を送付予定です。

入札参加資格者名簿への掲載

令和9年3月31日までに、県ホームページ「建設業のひろば」に入札参加資格者名簿を掲載します。前回の定期申請同様、資格認定通知の発行はありません。

【お願い】

受付期間でどなたでも申請できますが、システムへの負荷を分散するため、下表のとおり、標準的な入力期間を指定しますので御協力をお願いします。

区分	指定入力期間
令和7年6月～9月決算の業者	令和8年11月11日～11月19日
令和7年10月～令和8年1月決算の業者	令和8年11月20日～12月1日
令和8年2月～4月決算の業者	令和8年12月2日～12月11日
令和8年5月～7月決算及びその他の業者	令和8年12月12日～12月23日
予備日	令和9年1月21日～1月22日

3 電子申請サービス入力項目及び必要書類等

①入力項目

入力項目	摘 要
1 本社	電子申請サービス画面に従って入力
2 委任先営業所	電子申請サービス画面に従って入力 ※県外業者で、かつ、静岡県との契約締結権限を営業所長等に委任する場合のみ内容入力。委任する工事業種は4の資格申請業種で入力。
3 代理人情報	電子申請サービス画面に従って入力 ※行政書士等の者が代理申請する場合のみ内容入力
4 資格申請業種	電子申請サービスに従って入力

②添付書類等

※様式の入手方法は、12 ページの「5 様式のダウンロード」を参照

添付書類	提出対象者	摘要
1 入札参加資格審査申請書	電子申請で「紙書類の郵送」を選択した申請者のみ	受理通知メール受け取り後、電子申請サービスから印刷し、申請日を記入 ＜印刷方法＞ 電子申請サービスログイン→申込内容照会→申し込んだ手続の「詳細」をクリック→ページ最下部の「PDF ファイルを出力する」をクリック→印刷
2 申込内容印刷：申込詳細	電子申請で「紙書類の郵送」を選択した申請者のみ	受理通知メール受け取り後、電子申請サービスから印刷 ＜印刷方法＞ 電子申請サービスログイン→申込内容照会→申し込んだ手続の「詳細」をクリック→申込内容右上の「申込内容印刷」をクリック→印刷
3 工事経歴書	大臣許可業者のみ	・様式6（1業種につき主なもの10件以内） ・決算終了後に提出する変更届に添付する様式でも可

4 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意（参考様式あり） （「営業所」は、建設業法上の営業所とされている必要があります。） 委任期間は必ず記入（通常は「令和9年4月1日から令和11年3月31日」まで）
5 納税証明書 （写し可、申請日以前3か月以内のもの）		県内知事許可業者は提出不要 （経営事項審査時に完納している場合）
① 静岡県税納税証明書	・ 県内大臣許可業者 ・ 県外業者（静岡県内に営業所等がある場合）	県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について完納していることの証明書。
② 消費税及び地方消費税の納税証明書	・ 県内大臣許可業者 ・ 県外業者	所轄の税務署で交付。完納していることの証明書（その3、その3の2又はその3の3）。
6 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類（写し）	・ 土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ ・ 特別措置を希望する場合のみ	・ 経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・ 認証内容が建設工事に限るものに限る。 ・ 令和8年12月31日が有効期間内のもの ・ 特別措置について、「6 その他」参照
7 ISO14001 の認定取得を証する書類（写し）	・ 土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ ・ 特別措置を希望する場合のみ	・ 経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・ 令和8年12月31日が有効期間内のもの ・ 特別措置について、「6 その他」参照
8 エコアクション21の登録を証する書類（写し）	・ 土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ ・ 特別措置を希望する場合のみ	・ 経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・ 令和8年12月31日が有効期間内のもの ・ 特別措置について、「6 その他」参照
9 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	加入証明書又は令和8年度会費の納入を証する書類等（必ずどちらかを提出）
10 静岡県優秀施工者表彰の表彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該表彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
11 建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の顕彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該顕彰を受賞し、かつ申請日時点で在籍している者のもの
12 技能マイスターの認定証（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	申請日時点で在籍している者のもの

13 1級有資格者確認票	土木一式、建築一式のいずれか又は双方を申請する場合は提出	様式7 申請日時点で在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載（土木－5人まで、建築－2人まで） ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること（資格合格認定書又は経営事項審査申請書中の受付印入りの別紙二（技術職員名簿）等） ◎申請後、採用・退職・新たに資格を取得した等により、<u>記載内容に変更があった場合は、令和9年1月29日までに建設業課へ連絡すること</u>
14 監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了を証するもの（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・監理技術者1名につき、資格者証と講習修了証明を一組として添付すること ・10名以上所属する場合、10名分まで提出（11名以上は加点对象外） ・資格者証明・講習修了証明は令和8年12月31日が有効期間内であるもので申請者に所属することが確認できること ◎申請後、採用・退職・新たに資格を取得した等により、<u>申請人数に変更があった場合は、令和9年1月29日までに建設業課へ連絡すること</u>
15 企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書	静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ	様式1－5 ※記載対象工事がない場合は提出不要
16 消防団協力事業所表示制度認定証明書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	市町にて交付
17 建設機械の保有及びリースを証する書類（写し）	・土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している場合のみ ・特別措置を希望する場合のみ	・経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・保有する建設機械1台につき、売買契約書等の写し及び特定自主検査記録表（定期検査の有効期限が切れていないこと。）等の写しを一組として添付すること ・申請する建設機械の台数全てについて、書類を添付すること ※提出書類は経営事項審査における建設機械の所有及びリース台数の提示書類に準ずるものとする。（令和8年度経営事項審査申請要領等参照） ・最大で10台分まで ※対象機械：ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）、移動式クレーン、不整地運搬車及びアスファルト・フィニッシャ ・特別措置について、「6 その他」参照

18 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に講習を受講していること ・入札参加資格の申請者と講習受講者の所属事業所が同一であること
19 建設キャリアアップシステムの事業者登録を証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・以下の①～③のいずれかの書類を提出（原則、①の書類とする。） ①事業者ログイン画面の写し ②事業者登録完了のお知らせ（ハガキ） ③事業者登録の完了メールの写し
20 若手技術者配置確認通知書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・静岡県が発注した工事で、令和7年1月1日から令和8年12月31日までに完成し、若手技術者配置確認通知書を交付されていること（詳細は若手技術者育成入札実施要領参照）
21 パートナーシップ構築宣言登録企業であることを証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和8年12月31日までに、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストに、企業名及び宣言文が掲載されていること ・「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録企業リストのページで、「企業名で検索」をクリックし、自社名を入力の上検索した結果のページを印刷して提出
22 誓約書（原本）	全業者	様式8
23 法人番号確認書類（写し）	法人のみ	法人番号指定通知書、国税庁法人番号公表サイトの画面印刷など申請者の法人番号が確認できる書類

※「県内業者」…主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する者

「県外業者」…主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する者

※建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱いをする。

※県発注の小規模修繕業務の受注実績による加点について、今回の定期申請でも実施しますが、契約書等の提出は不要です。

4 書類の郵送先

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課 宛て

※郵送封筒表面に朱書きで「**入札参加資格申請提出書類 在中**」と記載してください。

※併せて、土木施設維持管理業務の入札参加資格申請を行う方は、土木施設維持管理業務の申請書類も同封の上、郵送してください。

5 入札参加資格ヘルプデスクの御案内

申請方法、申請書類等分からないことがありましたら、入札参加資格ヘルプデスクへお尋ねください。
なお、電話が集中し繋がりにくいことがあります。そのときは少し時間をおいてからお掛け直してください。
メールでの御質問もお受けしております。

- ・開設期間 令和8年11月11日～令和9年2月26日（土・日・祝を除く。）
9：00～12：00 13：00～17：00
- ・閉鎖期間 令和8年12月26日～令和9年1月4日、
令和9年1月8日正午～令和9年1月15日正午
- ・電話番号 054-221-2853
- ・メールでの質問の受付先（電子申請のみ） kensetsusanka@pref.shizuoka.lg.jp

6 その他

- ・申請内容（添付書類を含む。）に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意してください。
- ・総合点数の加点項目のうち、ISO9000 シリーズの認証取得、ISO14001 の認定取得、エコアクション21 の登録及び建設機械の保有及びリースについて、経営事項審査結果通知書に記載の内容に基づき加点します。制度移行に伴う特別措置として、従来の方法（確認書類提出）も選択可能とします。この特別措置は、今回の定期申請に限り、かつ、入札参加資格申請時に「特別措置を希望する」旨、回答いただいた方にのみ適用しますので、御留意ください。特別措置を希望するかどうかについては、電子申請サービスの申請情報入力画面冒頭に、「特別措置希望の有無」という設問がありますので、そちらで回答をお願いします。

↓参考：電子申請サービス入力画面

建設工事入札参加資格申請

特別措置希望の有無	
今回の令和9・10年度建設工事入札参加資格定期申請の総合点数の加点項目うち、①ISO9000シリーズの認証取得②ISO14001の認定取得 ③エコアクション21の登録④建設機械の保有及びリースの台数の4項目について、経営事項審査結果通知書に記載の内容に基づき加点します。 制度移行に伴う特別措置として、従来の方法（確認書類提出）も選択可能とします。 この特別措置は、今回の定期申請に限り、かつ、入札参加資格申請時に「特別措置を希望する」旨、回答いただいた方にのみ適用しますので、御留意ください。 特別措置を希望するかどうかについて、以下の選択肢により御回答ください。	
特別措置希望の有無	※ ☐ 希望する ☐ 希望しない 選択解除

紙 申 請

1 紙申請の概要

紙による申請は、申請書類（紙様式）の提出による対面審査となります。事前に予約をした上で、提出書類等を受付会場まで持参していただき審査をします。なお、紙申請会場は、静岡県庁のみとなります。書類は静岡県の独自様式となり、申請書類はすべて静岡県ホームページからダウンロードしてください。（様式の入手方法は、12 ページ「5 様式のダウンロード」参照）

＜紙申請となる申請者＞

- ① 経常建設工事共同企業体
- ② 事情により電子申請ができなかった方（電子申請トラブル等）

2 紙申請の受付日程

令和9年1月18日（月）～ 令和9年1月20日（水）のうちで事前予約（※）の上、来庁いただきます。審査状況によっては、お待ちいただくことがあります。あらかじめ御了承ください。

また、会場の駐車場に限りがありますので、可能な限り公共交通機関を御利用ください。

（※）事前予約は令和8年12月14日（月）から電話（054-221-2853）にて受付します。

3 受付日時及び場所

共同企業体等、指定する者の申請を除き、電子申請を原則とします。そのため、紙申請の会場を県庁会場のみとしますので、御留意ください。

また、「建設工事」と「土木施設維持管理業務」の入札参加資格申請を併せて提出する場合は、必ず一緒（同時）に提出してください。

＜受付日時・場所＞

受付年月日	受付時間	受付会場
令和9年1月18日（月）～ 令和9年1月20日（水）	・ 8：30～11：30 ・ 13：00～15：30	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁別館9階第3会議室

4 提出書類及び部数

静岡県の独自様式を使用し、申請者控えを含め2部提出してください。

また、経営規模等評価（経審）申請書の控え（受付印があるもの、写し可）、及び、筆記用具、訂正用印鑑（持参される方の印鑑で可。書類を訂正する場合に使用。）を持参してください。

提出書類	提出対象者	摘 要
1 入札参加資格審査申請書	全業者	様式1-1
2 総括票A	全業者	様式2-1A
3 営業所一覧表	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式5 ※「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。
4 工事経歴書	大臣許可業者のみ	・ 様式6（1業種につき主なもの10件以内） ・ 決算終了後に提出する変更届に添付する様式でも可

5 経営事項審査結果通知書の写し	全業者	審査基準日が令和7年6月1日以降のもので、かつ、令和8年12月31日までに発行されているもの。
6 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意 ※「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。 委任期間は必ず記入（通常は「令和9年4月1日から令和11年3月31日」まで）
7 納税証明書（写し可） （写し可、申請日以前3か月以内のもの）		◎ <u>県内知事許可業者は提出不要</u> （経営事項審査時に完納している場合）
①静岡県税納税証明書	・ 県内大臣許可業者 ・ 県外業者（静岡県内に営業所等がある場合）	県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び法人事業税について、完納していることの証明書
②消費税及び地方消費税の納税証明書	・ 県内大臣許可業者 ・ 県外業者	所管の税務署で交付。完納していることの証明書（その3、その3の2又はその3の3）
8 ISO9000 シリーズの認証取得を証する書類（写し）	・ 土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ ・ 特別措置を希望する場合のみ	・ 経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・ 認証内容が建設工事に限るものに限る。 ・ 令和8年12月31日が有効期間内のもの
9 ISO14001 の認定取得を証する書類（写し）	・ 土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ ・ 特別措置を希望する場合のみ	・ 経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・ 令和8年12月31日が有効期間内のもの
10 エコアクション21 の登録を証する書類（写し）	・ 土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ ・ 特別措置を希望する場合のみ	・ 経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・ 令和8年12月31日が有効期間内のもの
11 建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	加入証明書又は令和8年度会費の納入を証する書類等（必ずどちらかを提出）
12 静岡県優秀施工者表彰の表彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該表彰を受賞し、かつ <u>申請日時点で在籍している者のもの</u>
13 建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の顕彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以降）に当該顕彰を受賞し、かつ <u>申請日時点で在籍している者のもの</u>
14 技能マイスターの認定証（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<u>申請日時点で在籍している者のもの</u>

15	1級有資格者確認票	土木一式、建築一式のいずれか又は双方を申請する場合は提出	様式7 申請日時時点で在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載（土木－5人まで、建築－2人まで） ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること（資格合格認定書又は経営事項審査申請書中の受付印入りの別紙二（技術職員名簿）等）
16	監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了を証するもの（写し） ※監理技術者資格者証の裏面が修了証となる場合あり。	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・監理技術者1名につき、資格者証と講習修了証明を一組として添付すること ・10名以上所属する場合は、10名分までを提出（11名以上は加点対象外） ・資格者証明・講習修了証明は令和8年12月31日が有効期間内であるもので申請者に所属することが確認できること
17	企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書	静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ	様式1－5 ※記載対象工事がない場合は提出不要
18	消防団協力事業所表示制度認定証明書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	市町にて交付
19	建設機械の保有及びリースを証する書類（写し） ※リースの場合は、リース期間が1年7か月を超え、令和8年12月31日を契約期間に含む場合のみ	・土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している場合のみ ・特別措置を希望する場合のみ	・経営事項審査で確認済みの場合は不要 ・保有する建設機械1台につき、売買契約書等の写し及び特定自主検査記録表（定期検査の有効期限が切れていないこと。）等の写しを一組として添付すること ・申請する建設機械の台数全てについて、書類を添付すること ※提出書類は経営事項審査における建設機械の所有及びリース台数の提示書類に準ずるものとする。（令和8年度経営事項審査申請要領等参照） ・最大で10台分まで ※対象機械：ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械、土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）、移動式クレーン、不整地運搬車及びアスファルト・フィニッシャー
20	不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に講習を受講していること ・入札参加資格の申請者と講習受講者の所属事業所が同一であること
21	建設キャリアアップシステムの事業者登録を証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・以下の①～③のいずれかの書類を提出（原則、①の書類とする。） ①事業者ログイン画面の写し ②事業者登録完了のお知らせ（ハガキ） ③事業者登録の完了メールの写し

22 若手技術者配置確認通知書 (写し)	土木一式、建築一式、電気、 管のいずれか又はすべて を申請する場合で、該当す る者のみ	・静岡県が発注した工事で、令和7年1月1 日から令和8年12月31日までに完成し、 若手技術者配置確認通知書を交付されて いること(詳細は若手技術者育成入札実施 要領参照)
23 パートナースhip構築宣言 登録企業であることを証す る書類	土木一式、建築一式、電気、 管のいずれか又はすべて を申請する場合で、該当す る者のみ	・令和8年12月31日までに、「パートナ ーシップ構築宣言ポータルサイト」上の登録 企業リストに、企業名及び宣言文が掲載さ れていること ・「パートナースhip構築宣言ポータルサイ ト」上の登録企業リストのページで、「企 業名で検索」をクリックし、自社名を入力 の上検索した結果のページを印刷して提 出
24 誓約書(原本)	全業者	様式8
25 法人番号確認書類(写し)	法人のみ	法人番号指定通知書、国税庁法人番号公表サ イトの画面印刷など申請者の法人番号が確 認できる書類
26 電子契約同意書兼メールア ドレス確認書	電子契約を希望する場合 のみ	電子契約様式第1号

※「県内業者」…主たる営業所(本社)が静岡県内に所在する者

「県外業者」…主たる営業所(本社)が静岡県外に所在する者

※ 建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱い
をする。

※ 県発注の小規模修繕業務の受注実績による加点について、今回の定期申請でも実施しますが、契約書
等の提出は不要です。

5 様式のダウンロード

様式は、静岡県ホームページからダウンロードできます。アクセス方法は以下のとおりです。

■トップページから、「目的から探す」→「申請書ダウンロード」→「交通基盤部」→「入札参加資格申
請様式」

<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1066357/1067879/1073338.html>

6 その他

申請内容(添付書類を含む。)に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措
置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意してください。

静岡県復旧・復興建設工事共同企業体について

静岡県では、想定される東海地震又は南海トラフ巨大地震等の大規模地震災害が発生し、本県のほか、本
県を含む広域の区域において被害を受けた際、その復旧・復興建設工事の迅速かつ適正な施工を確保し、本
県の建設企業が、地域における雇用の確保を図りつつ、被災地域外の建設企業と連携し、復旧・復興建設工
事の施工体制を確保することを目的として、平成28年度から「復旧・復興建設工事共同企業体」の入札参加
資格認定を下記のとおり行っております。

入札参加資格申請者の皆様におかれましては、趣旨を御理解の上、復旧・復興建設工事共同企業体の結成
につきまして御検討をお願いします。

静岡県復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格申請の概要

- 1 構成員数 2者又は3者
- 2 構成員の組合せ（次の全てを満たすこと）
 - (1) 代表の構成員が、静岡県内に主たる営業所を有する者であること。
 - (2) 登録業種について、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。
 - (3) 同一等級の者の組合せであること。
- 3 申請時期 申請は随時申請のみです。
- 4 資格の有効期間 （令和9、10年度中に申請の場合）令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

<問合せ先>

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

TEL 054-221-2853（11月11日以降）

054-221-3059（11月10日まで）

FAX 054-221-3562

E-mail:kensetsusanka@pref.shizuoka.lg.jp